

第50期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2026年6月25日（木曜日）午前10時

場所

名古屋市中村区名駅四丁目4番38号
ウインクあいち1301号室

目次

第50期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く） 4名選任の件	
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	
第5号議案 役員退職慰労金の打切支給の件	
事業報告	14
計算書類	27
監査報告書	39

証券コード 9969
2026年6月10日

株主各位

名古屋市守山区向台三丁目1807番地

株式会社 **ショクブン**

代表取締役社長 三 枝 俊 幸

第50期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第50期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第50期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.shokubun.co.jp/company/soukai/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（ショクブン）又は証券コード（9969）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R 情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」よりご確認くださいようお願い申しあげます。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2026年6月24日（水曜日）午後5時45分までに到着するようご送付いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2026年6月25日(木曜日)午前10時(受付開始 午前9時) |
| 2. 場 | 所 | 名古屋市中村区名駅四丁目4番38号
ウインクあいち1301号室
(開催場所が昨年と異なりますので、末尾の会場案内図をご参照の上、お間違えのないようにご注意ください) |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 第50期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)事業報告及び計算書類報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | | 取締役(監査等委員であるものを除く)4名選任の件 |
| 第4号議案 | | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | | 役員退職慰労金の打切支給の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

##### 期末配当に関する事項

当社は株主の皆様への配当につきましては、安定的な配当を維持していくことを基本としております。

当期の期末配当につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭
- ② 株主様に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金2.5円  
総額 38,344,182円
- ③ 剰余金の配当が効力を生ずる日  
2026年6月26日

なお、配当原資については、資本剰余金とすることを予定しております。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

取扱商品拡充の為、現行定款第2条（目的）に新たな事業目的を追加及び修正をするものです。また、この定款第2条の変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものいたします。

### 2. 定款変更案の内容

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>調理用食材、食料品、飲料品、酒類、米穀、調味料及び菓子類の製造、加工及び販売</li> <li>小売業に対する販売企画、宣伝及び仕入の指導</li> <li>献立表の企画及び製作並びに付属出版物の販売</li> <li>介護食の調理・社員食堂等各種飲食事業の運営、指導</li> <li>介護施設並びに介護保険法に基づく各種介護事業の運営</li> <li>家庭用電気製品及び家庭用ガス石油器具の販売</li> <li>事務用品及び事務用機器並びに和洋家具、食器等日用品の販売</li> <li>玩具、スポーツ用品、医療用具の販売</li> </ol> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>調理用食材、食料品、飲料品、酒類、米穀、調味料及び菓子類の製造、加工及び販売</li> <li>小売業に対する販売企画、宣伝及び仕入の指導</li> <li>献立表の企画及び製作並びに付属出版物の販売</li> <li>介護食の調理・社員食堂等各種飲食事業の運営、指導</li> <li>介護施設並びに介護保険法に基づく各種介護事業の運営</li> <li>家庭用電気製品及び家庭用ガス石油器具の販売</li> <li>事務用品及び事務用機器並びに和洋家具、食器、<u>その他日用品雑貨等の販売</u></li> <li>玩具、スポーツ用品、医療用具の販売</li> <li><u>ペットフード及びペット用品の販売</u></li> <li><u>化粧品</u>の販売</li> </ol> |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <u>9.</u> 貨物軽自動車運送事業<br><u>10.</u> 不動産の賃貸及び管理業務<br><u>11.</u> ダイレクトメールの封入、発送代行業務<br><u>12.</u> 食料品の検査及び栄養価等の分析<br><u>13.</u> 生活習慣病の予防食・治療食の研究開発及び介護食・病院給食の提供<br><u>14.</u> 通信販売業務<br><u>15.</u> 損害保険の代理店業務・生命保険の募集に関する業務<br><u>16.</u> フランチャイズ加盟店、代理店及び特約店に対する経営指導<br><u>17.</u> 防災用品及び雑貨の販売<br><u>18.</u> 前各号に付帯する一切の業務 | <u>11.</u> 貨物軽自動車運送事業<br><u>12.</u> 不動産の賃貸及び管理業務<br><u>13.</u> ダイレクトメールの封入、発送代行業務<br><u>14.</u> 食料品の検査及び栄養価等の分析<br><u>15.</u> 生活習慣病の予防食・治療食の研究開発及び介護食・病院給食の提供<br><u>16.</u> 通信販売業務<br><u>17.</u> 損害保険の代理店業務・生命保険の募集に関する業務<br><u>18.</u> フランチャイズ加盟店、代理店及び特約店に対する経営指導<br><u>19.</u> 防災用品及び雑貨の販売<br><u>20.</u> 前各号に付帯する一切の業務 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### 第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）4名選任の件

現在の取締役（監査等委員であるものを除く）4名は、本総会終結の時をもって任期が満了となりますので改めて取締役（監査等委員であるものを除く）4名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役（監査等委員であるものを除く）候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                                                                       | 氏名<br>(生年月日)                            | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する<br>当社の株式数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1                                                                                                                                                                                           | さい くさ とし ゆき<br>三 枝 俊 幸<br>(1973年9月27日生) | 1997年 3 月 株式会社カミックス 入社<br>2004年 3 月 株式会社神明（現株式会社神明ホールディングス）入社<br>2017年 4 月 同社 管理本部管理部長兼経営企画室長<br>2017年10月 株式会社雪国まいたけ（現ユキグニファクトリー株式会社）取締役管理本部副本部長<br>2020年 1 月 同社 常務取締役<br>2022年 6 月 同社 専務取締役<br>2024年 1 月 株式会社神明 上席執行役員経理財務部長<br>2025年 4 月 株式会社神明ホールディングス 総務人事部付部長<br>2025年 4 月 当社 顧問<br>2025年 6 月 株式会社神明ホールディングス 上席執行役員（現任）<br>2025年 6 月 当社 代表取締役社長兼管理本部長（現任） | 一株             |
| 監査等委員でない取締役候補者とする理由<br>三枝俊幸氏は、食品業界における経験と知識を有しており当社の経営に活かすことができると判断しております。また、当社が株式会社神明（現株式会社神明ホールディングス）との資本業務提携に関して契約を締結した際は同社の管理部長として携わっており、当社が現状に至るまでの経緯を熟知している点からも、当社の取締役として適任と判断しております。 |                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                |

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                | 氏 名<br>(生年月日)                         | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 2                                                                                                                                                                         | か とう やす ひろ<br>加 藤 康 洋<br>(1965年7月6日生) | 1988年 4 月 当社 入社<br>2015年 4 月 当社 仕入製造部長<br>2016年 6 月 当社 取締役<br>2017年 9 月 当社 常務執行役員<br>2018年 6 月 当社 取締役<br>2018年 9 月 当社 取締役製造購買本部長<br>2019年 3 月 当社 取締役事業推進本部本部長兼製造部長<br>2019年 6 月 当社 取締役常務執行役員<br>2024年 6 月 当社 取締役執行役員事業推進本部長<br>2025年 1 月 当社 取締役執行役員事業推進本部長兼購買調達部長<br>2025年 6 月 当社 取締役執行役員事業推進本部長兼製造本部長兼購買調達部長<br>2026年 4 月 当社 取締役執行役員事業推進本部長兼製造本部長（現任） | 1,817株            |
| 監査等委員でない取締役候補者とする理由<br>加藤康洋氏は、仕入、製造部門での業務経験を経て、経営的立場での豊富な経験を有しております。2016年からは当社の取締役として、仕入・製造担当の立場から積極的に意見・提言等を行い、当社の企業価値の向上に貢献しております。かかる実績を踏まえ、当社経営を監督する取締役として適任と判断しております。 |                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                   |

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 氏 名<br>(生年月日)                       | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 3                                                                                                                                                                                                                                                                                                | つね かわ ゆたか<br>恒 川 穰<br>(1961年4月29日生) | 1986年 4 月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほフィナンシャルグループ） 入行<br>2000年 4 月 トシン電機株式会社（現トシン・グループ株式会社） 入社<br>2002年 8 月 同社 取締役<br>2008年 1 月 トランコム株式会社 入社<br>2009年 8 月 同社 執行役員<br>2011年 6 月 同社 取締役執行役員<br>2012年 4 月 同社 取締役常務執行役員<br>2016年 4 月 同社 代表取締役社長執行役員<br>2022年 4 月 同社 取締役 シニアアドバイザー<br>2022年 6 月 同社 シニアアドバイザー（現任）<br>2024年 6 月 当社 社外取締役（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>トランコム株式会社 シニアアドバイザー | 一株                |
| <p>監査等委員でない社外取締役候補者とする理由及び期待される役割</p> <p>恒川穰氏は、上場会社で代表取締役社長を経験しており、また、経営企画、管理・システムの各部門での経験を有しております。社外取締役として、当社の経営全般に助言頂くことで、当社の経営体制が更に強化できると判断しております。</p> <p>独立性に関する事項</p> <p>恒川穰氏が所属しておりますトランコム株式会社と当社の間には重要な取引はございません。また、同氏は東京証券取引所及び名古屋証券取引所の規定する独立役員の要件を満たしており、同取引所へ届け出ております（2026年6月現在）。</p> |                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                   |

| 候補者<br>番 号                                                                             | 氏 名<br>(生年月日)                                                                     | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                        | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 4                                                                                      | <div>新任</div> <div>たか おか たか のり</div> <div>孝 岡 尊 法</div> <div>(1969年11月21日生)</div> | 1993年 4 月 株式会社神明（現株式会社神明ホールディングス） 入社<br>2016年 4 月 同社 管理本部管理部長<br>2017年 4 月 同社 内部監査室長<br>2020年 8 月 同社 執行役員内部監査室長<br>2024年 2 月 同社 執行役員経営管理本部長<br>2024年 6 月 同社 取締役経営管理本部長（現任） | 一株                |
| 監査等委員でない取締役候補者とする理由<br>孝岡尊法氏は、経営管理、内部監査責任者としての経験を有しており、当社の持続的な成長と企業価値向上に寄与すると判断しております。 |                                                                                   |                                                                                                                                                                            |                   |

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 監査等委員会各候補者を取締役を選任することが当社の企業価値の向上に資すると判断しております。
3. 当社は、取締役全員を対象として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。
4. 恒川穰氏は社外取締役候補者であります。
5. 恒川穰氏は2024年6月から当社社外取締役に就任しており、その就任期間は、本総会終結の時をもって2年間であります。
6. 恒川穰氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としており、再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

# 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

現在の監査等委員である取締役3名は、本総会終結の時をもって任期が満了となりますので改めて監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                                                         | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                          | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | はやし かず のぶ<br>林 一 伸<br>(1962年8月8日生)                                                                                                                                                                                                                                                   | 1990年3月 公認会計士登録<br>1999年8月 林会計事務所入所<br>2007年6月 当社 監査役<br>2016年6月 当社 取締役(監査等委員)(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>林会計事務所 公認会計士                                                                                                             | 6,808株         |
|       | 監査等委員である取締役候補者とする理由<br>林一伸氏は、公認会計士として財務・会計・監査分野での専門的な知識と豊富な経験を有しております。2007年から当社監査役、さらに2016年からは監査等委員である取締役として積極的に意見・提言を行い、当社の監査体制の強化に貢献しております。引き続き当社の監査及び監督に活かしたく、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                              |                |
| 2     | あら き まさ ふみ<br>荒 木 正 史<br>(1969年9月20日生)                                                                                                                                                                                                                                               | 1993年4月 三菱信託銀行株式会社(現三菱UFJ信託銀行株式会社) 入行<br>2006年2月 株式会社マック・アドバイザーズ 代表取締役(現任)<br>2006年4月 株式会社リーテック 取締役<br>2019年4月 関西学院大学商学部 非常勤講師(現任)<br>2024年6月 当社 社外取締役(監査等委員)(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社マック・アドバイザーズ 代表取締役<br>関西学院大学商業学部 非常勤講師 | 一株             |
|       | 監査等委員である社外取締役の候補者とする理由及び期待される役割<br>荒木正史氏は、長年にわたる企業経営者としての実績や社会・経済動向などに関する高い見識を有しております。経営に対する実効性の高い監督と健全性の確保、有効な助言を期待して、監査等委員である社外取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。<br>独立性に関する事項<br>荒木正史氏と当社の間に、特別の利害関係はありません。また、同氏は東京証券取引所及び名古屋証券取引所の規定する独立役員の要件を満たしており、選任された場合には、独立役員として指定する予定であります。 |                                                                                                                                                                                                                              |                |

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 氏 名<br>(生年月日)                          | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                  | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 3                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | なが い きよ こ<br>永 井 聖 子<br>(1970年12月30日生) | 1994年 5 月 ANA SKYPAL株式会社 入社<br>2003年12月 エールフランス航空 就業<br>2003年12月 エールフランス旅客関西国際空港支店旅客<br>スーパーバイザー<br>2007年 8 月 株式会社Swissport Japan 入社<br>2007年 9 月 フィンエアー中部国際空港支店長<br>2024年 4 月 株式会社SkyDrive 入社 (現任)<br>2024年 6 月 当社 社外取締役 (監査等委員) (現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社SkyDrive | 一株                |
| 監査等委員である社外取締役の候補者とする理由及び期待される役割<br>永井聖子氏は、航空業界にて主に教育や監査業務に従事し、支店長としての経験も有しております。<br>また、当社は女性が多く活躍する企業であり、女性の視点や立場から有効な助言を期待して、監査等<br>委員である社外取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。<br>独立性に関する事項<br>永井聖子氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。また、同氏は東京証券取引所及び名古屋証<br>券取引所の規定する独立役員の要件を満たしており、選任された場合には、独立役員として指定する<br>予定であります。 |                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                      |                   |

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
2. 荒木正史氏及び永井聖子氏の両氏は、社外取締役候補者であります。  
3. 荒木正史氏及び永井聖子氏の両氏は、2024年 6 月から当社社外取締役に就任しており、その就任期  
間は本総会終結の時をもってそれぞれ下記のとおりであります。  
荒木正史氏 2年間  
永井聖子氏 2年間  
4. 当社は、役員等賠償責任保険を保険会社と締結しており、各候補者は当該保険契約の被保険者となり  
ます。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告「4.会社役員に関する事項(4)役員等賠償責  
任保険契約に関する事項」をご参照ください。また、次回更新時には同様の内容で更新を予定してお  
ります。  
5. 当社は現在、林一伸氏、荒木正史氏及び永井聖子氏の3氏との間に会社法第427条第1項の規定に基  
づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠  
償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。本議案をご承認いただいた場合に  
は、当社は林一伸氏及び荒木正史氏、永井聖子氏の3氏との間で同内容の契約を継続する予定であり  
ます。

## 【ご参考】

## 【取締役のスキルマトリックス】

各取締役に期待される分野は次のとおりです。

各氏期待される専門性のうち主なものに●印を付けております。

| 氏名    | 当社における地位   | 企業経営 | 財務・<br>会計 | 技術・<br>研究・<br>生産 | 事業戦略・<br>マーケティング | 業界知識 | 法務 |
|-------|------------|------|-----------|------------------|------------------|------|----|
| 三枝 俊幸 | 取締役        | ●    | ●         |                  | ●                | ●    |    |
| 加藤 康洋 | 取締役        |      |           | ●                |                  | ●    |    |
| 恒川 穰  | 取締役        | ●    |           |                  | ●                |      | ●  |
| 孝岡 尊法 | 取締役        |      |           | ●                |                  | ●    | ●  |
| 林 一伸  | 取締役（監査等委員） |      | ●         |                  |                  |      | ●  |
| 荒木 正史 | 取締役（監査等委員） | ●    | ●         |                  |                  |      |    |
| 永井 聖子 | 取締役（監査等委員） |      |           | ●                | ●                |      |    |

第5号議案 役員退職慰労金の打切支給の件

当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、2026年5月14日開催の取締役会において、本総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。これに伴い、第3号議案「取締役（監査等委員であるものを除く）4名選任の件」が原案どおり承認可決されることを条件として引き続き在任する取締役のうち加藤康洋氏に対し、就任時から本年6月25日までの在任期間に対する労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給をすることといたしたいと存じます。

なお、その具体的な金額、方法等につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

なお、本議案については当社においてあらかじめ取締役会で定められた取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針及び社内規程に従って、取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

| 氏 名   | 略 歴                                 |
|-------|-------------------------------------|
| 加藤 康洋 | 2016年6月 当社 取締役                      |
|       | 2017年9月 当社 常務執行役員                   |
|       | 2018年6月 当社 取締役                      |
|       | 2018年9月 当社 取締役製造購買本部長               |
|       | 2019年3月 当社 取締役事業推進本部長兼製造部長          |
|       | 2019年6月 当社 取締役常務執行役員                |
|       | 2024年6月 当社 取締役執行役員事業推進本部長           |
|       | 2025年6月 当社 取締役執行役員事業推進本部長兼購買調達部長    |
|       | 2026年4月 当社 取締役執行役員事業推進本部長兼製造本部長（現任） |

以上

# 事業報告

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、個人消費、雇用情勢などに改善の動きがみられます。また、企業収益についても米国の通商政策の影響が残るものの改善の動きがみられる一方で、中東情勢の影響に注意が必要であります。

当社が属する食品宅配事業におきましては、物価上昇に伴い消費者の節約意識が高まる中、燃料費高騰による輸送コストの増大など、厳しい局面が続いております。

このような状況の中、当社は人材の定着を図る為、昇給をはじめとした待遇改善や、労働環境の整備を進めており、現金取り扱いによる現金事故防止、従業員・利用顧客が犯罪に巻き込まれるリスクを軽減する為、決済のキャッシュレス化を実施しました。現金回収業務の負荷を軽減し、実質的に配送業務のみを担ってきた人員を新規顧客の獲得に振り向けて、より成果を求めて稼働できる体制の基盤を整備いたしました。

また、4月より主力商品の値上げを実施しましたが、品質の向上と安定を図りこれを訴求することで、お客様からは理解を一定程度得られたものと認識をしております。さらに、次の世代の顧客獲得に向けてLINE公式アカウントの運用を強化し、コーポレートサイトを刷新するなどデジタル世代への訴求力の向上を図ったほか、11月には認知拡大を目的としてTVCMを放映し、それに合わせてターゲット層に向けたダイレクトメールを送付し、一定の成果を得ることができました。しかしながら、顧客数の回復に至らず当事業年度の業績は、売上高が60億8百万円（前年度比99.2%）、営業利益が28百万円（前年度比157.2%）、経常利益は17百万円（前年度比281.7%）、当期純損失は32百万円（前年度は当期純損失65百万円）となりました。

## 商品別売上高の推移

(単位：百万円)

| 期 別<br>商 品 別 | 2025年度<br>(当事業年度)<br>(2025年 4 月 1 日から<br>2026年 3 月31日まで) |
|--------------|----------------------------------------------------------|
| メ ニ ュ ー 商 品  | 5,512                                                    |
| 特 売 商 品      | 495                                                      |
| 合 計          | 6,008                                                    |

## (2) 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (3) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資の総額は114百万円で、その主なものとしてソフトウェア71百万円、リース資産23百万円であります。

## (4) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分                                  | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 | 2025年度<br>(当事業年度) |
|--------------------------------------|--------|--------|--------|-------------------|
| 売 上 高 (百万円)                          | 7,010  | 6,390  | 6,057  | 6,008             |
| 経 常 利 益 (百万円)                        | 214    | 53     | 6      | 17                |
| 当 期 純 利 益 又 は<br>当期純損失 (△) (百万円)     | 294    | △14    | △65    | △32               |
| 1 株当たり当期純利益又は<br>1 株当たり当期純損失 (△) (円) | 19.15  | △0.94  | △4.29  | △2.11             |
| 総 資 産 (百万円)                          | 5,682  | 5,423  | 5,193  | 4,397             |
| 純 資 産 (百万円)                          | 2,608  | 2,517  | 2,412  | 2,342             |

## (5) 今後の見通し

2027年3月期は、雇用・所得環境の改善や物価高対策、危機管理投資、成長投資など各種政策の効果により景気回復が期待されるものの、中東情勢の影響、米国通商政策の動向に引き続き注意が必要な状況であります。

このような状況の中で当社では、「持続的な収益体制の構築」をテーマとし、引き続き商品の品質向上と安定に尽力しながら、高い付加価値の実現に向けてお客様がそれぞれの食卓のご都合に合わせて注文ができる様に注文体系を見直し、日用品など雑貨類販売の拡充を検討しております。改めてお客様の目線に立ち、我々の強みであるラストワンマイルを生かしたサービス展開を行ってまいります。この他、プロモーション施策、デジタル投資をはじめとしたコスト面でも、目的を明確にし、数値化していくことで、より現実的で効果的な執行を徹底し、そのための人材教育とコスト意識の改革に注力してまいります。

以上の状況を勘案したうえで、翌事業年度（2027年3月期）の業績見通しにつきましては、売上高61億40百万円（前期比2.2%増）、営業利益43百万円（前期比50.1%増）、経常利益26百万円（前期比52.8%増）、当期純利益2百万円（前年度は当期純損失32百万円）を見込んでおります。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

当社の親会社は株式会社神明ホールディングスであり、当社の株式を7,735千株（持株比率50.43％）保有しております。当社と同社の間には、資本業務提携契約の締結及び同社から当社へ役員及び従業員の派遣等の取引を行っております。

### ② 親会社等との間の取引に関する事項

#### 1. 当該取引が当社の利益を害さないように留意した事項

当社は親会社等との間で取引を行っておりますが、当該取引を行うに当たっては、当該取引の必要性及び取引条件が第三者との通常の取引と著しく相違しないこと等に留意し、独立企業間原則に基づき、公正かつ適正に決定しております。

#### 2. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は親会社等との取引については、上記の留意事項や親会社からの独立性確保の観点等も踏まえ、監査等委員及び社外取締役が出席する取締役会において多面的な議論を経たうえで、当該取引の実施の可否を決定していることから、当該取引が当社の利益を害するものではないと判断しております。

#### 3. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

### ③ 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

## (7) 主要な事業内容

| 会 社 名         | 主要な事業内容                                                                 |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 株式会社ショクブン（当社） | 当社は、夕食材料等の宅配を主要業務として行っております。また、フランチャイズ加盟会社へのメニュー企画等の提供及び経営指導なども行っております。 |

## (8) 主要な事業所及び工場並びに営業所

## ① 主要な事業所及び工場

|                   |                        |
|-------------------|------------------------|
| 本 社               | 名古屋市守山区                |
| 愛 知 支 社           | 名古屋市守山区                |
| 三 重 支 社           | 三重県鈴鹿市                 |
| 岐 阜 支 社           | 岐阜県岐阜市                 |
| 大 阪 支 社           | 大阪府茨木市                 |
| 京 滋 支 社           | 京都市南区                  |
| フ レ ッ シ ュ セ ン タ ー | 愛知県春日井市（肉・魚等の加工・パック工場） |

## ② 営業所

| 所 在 地 | 営 業 所 数 | 所 在 地 | 営 業 所 数 |
|-------|---------|-------|---------|
| 愛 知 県 | 17か所    | 大 阪 府 | 4か所     |
| 三 重 県 | 7か所     | 京 都 府 | 3か所     |
| 岐 阜 県 | 5か所     |       |         |
|       |         | 計     | 36か所    |

## (9) 従業員の状況

| 従業員数（名） | 前事業年度末比増減  |
|---------|------------|
| 349〔75〕 | 23名増[14名増] |

（注）パートタイマーは〔 〕内に年間平均人員を外数で記載しております。

## (10) 主要な借入先及び借入額

| 借入先         | 借入金残高  |
|-------------|--------|
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 443百万円 |
| 株式会社りそな銀行   | 120百万円 |
| 株式会社あいち銀行   | 120百万円 |

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 30,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 17,691,669株（自己株式2,353,996株を含む）
- (3) 当事業年度末の株主数 7,153名

- (4) 大株主（上位10名の株主） (2026年3月31日現在)

| 株主名            | 持株数     | 持株比率   |
|----------------|---------|--------|
| 株式会社神明ホールディングス | 7,735千株 | 50.43% |
| シヨクブン取引先持株会    | 1,187千株 | 7.74%  |
| 愛知スズキ販売株式会社    | 90千株    | 0.59%  |
| 株式会社トーカン       | 67千株    | 0.44%  |
| 丸進青果株式会社       | 54千株    | 0.36%  |
| 佐伯高史           | 51千株    | 0.34%  |
| テーブルマーク株式会社    | 48千株    | 0.32%  |
| 株式会社松屋栄食品本舗    | 48千株    | 0.31%  |
| 中川伴子           | 45千株    | 0.29%  |
| 株式会社マルツネ       | 36千株    | 0.24%  |

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。また自己株式は、上記大株主からは除いております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### 4. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の状況

(2026年3月31日現在)

| 地 位           | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                           |
|---------------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長 | 三 枝 俊 幸 | 当社 管理本部長                                                                                                               |
| 取 締 役         | 加 藤 康 洋 | 当社 執行役員事業推進本部長兼製造本部長兼購買調達部長                                                                                            |
| 取 締 役         | 寺 地 孝 之 | 関西学院大学商学部 教授<br>株式会社アンカーアソシエーツ 代表取締役社長<br>株式会社ツカダ・グローバルホールディングス 社外取締役<br>株式会社アイグランホールディングス 社外取締役<br>アドバイザーナビ株式会社 社外取締役 |
| 取 締 役         | 恒 川 穰   | トランコム株式会社 シニアアドバイザー                                                                                                    |
| 取締役（監査等委員）    | 林 一 伸   | 林会計事務所 公認会計士                                                                                                           |
| 取締役（監査等委員）    | 荒 木 正 史 | 株式会社マック・アドバイザーズ 代表取締役<br>関西学院大学商学部非常勤講師                                                                                |
| 取締役（監査等委員）    | 永 井 聖 子 | 株式会社SkyDrive                                                                                                           |

- (注) 1. 当社は2016年6月29日開催の第40期定時株主総会決議に基づき監査等委員会設置会社に移行いたしました。
2. 2025年6月27日開催の第49期定時株主総会終結の時をもって、吉田朋春氏は任期満了により退任いたしました。
3. 取締役恒川穰、取締役（監査等委員）荒木正史、永井聖子の各氏は、社外取締役であります。
4. 取締役恒川穰、取締役（監査等委員）荒木正史、永井聖子の各氏は、東京証券取引所等が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
5. 取締役（監査等委員）林一伸氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査等委員会が業務補助のため必要に応じて使用者を監査等委員スタッフとして指名し、当該スタッフを指揮命令して監査を行う体制を構築しており、監査等委員会の監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

## (2) 当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

| 氏 名   | 新地位及び担当                                   | 旧地位及び担当                        | 異動年月日      |
|-------|-------------------------------------------|--------------------------------|------------|
| 三枝 俊幸 | 代表取締役社長<br>兼 管理本部長                        | 顧問                             | 2025年6月27日 |
| 加藤 康洋 | 取締役<br>執行役員事業推進本部長<br>兼 製造本部長<br>兼 購買調達部長 | 取締役<br>執行役員事業推進本部長<br>兼 購買調達部長 | 2025年6月27日 |

## (3) 責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該非業務執行取締役が責任の原因となって職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

## (4) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社における全ての取締役、監査等委員及び執行役員を被保険者とした、改正会社法（2021年3月1日施行）会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（経営責任総合補償特約条項付帯 会社役員賠償責任保険）を保険会社との間で締結しています。

当該契約の内容の概要は、以下のとおりです。

- ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった訴訟費用及び損害賠償金等を補填の対象としております。
- ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、補填の対象外としています。
- ・当該契約の保険料は全額当社が負担しています。

## (5) 当事業年度中に係る取締役の報酬等の総額

### ① 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

| 区 分           | 支給人数 | 報酬等の額    |
|---------------|------|----------|
| 取締役（監査等委員を除く） | 5名   | 36,285千円 |
| 取締役（監査等委員）    | 3名   | 7,200千円  |
| 合 計           | 8名   | 43,485千円 |

- (注) 1. 株主総会の決議による報酬限度額は、取締役（監査等委員を除く）年額2億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与とは含まない。）（2016年6月29日開催第40期定時株主総会決議）、監査等委員である取締役年額2,500万円以内（2016年6月29日開催第40期定時株主総会決議）であります。当該株主総会終結時点の取締役の員数は取締役（監査等委員を除く）は4名、監査等委員である取締役は3名であります。
2. 上記のうち、社外取締役（監査等委員）2名に対する報酬等の額は4,800千円であります。
3. 上記支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まれておりません。
4. 当社の取締役の報酬は、固定報酬のみとしております。

### ② 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社の決定方針は取締役会決議にて決定しており、その概要は以下のとおりであります。

#### ■報酬制度の基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

#### ■固定報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の報酬は、固定報酬のみとし、担当職務、各期の業績、貢献度及び世間水準等を総合的に勘案して決定するものとする。また、固定報酬の金額については前年度売上、当期純利益の目標達成度に応じて基本金額の80%～120%の範囲内で個人別の報酬額を決定するものとする。

## ■取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長三枝俊幸がその具体的内容について委任を受けるものとする。これらの権限を委任した理由は各取締役の役位・職責等の評価を行うため、当社全体を俯瞰することができる代表取締役社長が最も適しているからであります。

### ③ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針にそうものであると取締役会が判断した理由

当事業年度においては2025年6月27日開催の取締役会で取締役の報酬関係について有価証券報告書及びコーポレート・ガバナンス報告書に記載した内容を決議しております。当該内容は、2021年1月29日開催の取締役会において決議した決定方針と実質的には同じものであり、取締役会は決定方針に沿うものであると判断いたしました。

## (6) 社外役員に関する事項

| 区分               | 氏 名     | 主な活動状況                                                                                                                                                                |
|------------------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役            | 恒 川 穰   | 当期開催の取締役会13回の全てに出席しております。主に経営企画、管理・システムにおいて豊富な知識・経験と誠実な人格を備えており、当社における業務執行者から独立した客観的な立場で経営を監督する役割を果たし、取締役会などにおいて積極的に発言し、当社に大きく貢献しております。                               |
| 取 締 役<br>(監査等委員) | 荒 木 正 史 | 当期開催の取締役会13回の全てに出席し、また当期開催の監査等委員会12回全てに出席しております。主に社会・経済動向などに関する高い知識と誠実な人格を備えており、当社における業務執行者から独立した客観的な立場で経営を監督する役割を果たし、取締役会などにおいて積極的に発言し、当社における監査機能の強化に大きく貢献しております。    |
| 取 締 役<br>(監査等委員) | 永 井 聖 子 | 当期開催の取締役会13回の全てに出席し、また当期開催の監査等委員会12回の内、9回に出席しております。主に教育や監査業務などに関する高い知識と誠実な人格を備えており、当社における業務執行者から独立した客観的な立場で経営を監督する役割を果たし、取締役会などにおいて積極的に発言し、当社における監査機能の強化に大きく貢献しております。 |

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

23,000千円

- ② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

23,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を明確に区分することが困難なため、上記の金額については、これらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の方針について

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の合意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

当社の内部統制システムの整備に関する基本方針は、以下のとおりであります。

### (1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社の役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範を制定する。また、その徹底を図るため、総務人事部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役職員教育等を行う。内部監査部門は総務人事部と連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取り締役会及び監査等委員会に報告されるものとする。法令上疑義のある行為等については、役職員が電話、電子メール等によって自由にヘルプラインに通報や相談ができるよう通報者の保護を強化する。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録し、保存する。取締役及び監査等委員は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ、流通及び食品衛生管理等に係るリスク等会社を取り巻くリスクについては、それぞれの担当部署にて、情報の管理、研修の実施等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は総務人事部が行うものとする。新たに生じたリスクについてはすみやかに対応責任者となる取締役を定める。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、その目標達成のために各部門の業務担当取締役は具体的目標及び効率的な達成の方法を定め、ITを活用したシステムにより、その結果を迅速にデータ化することで、取締役会が定期的にその結果のレビューを実施し、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

### (5) 業務の適正を確保するための体制

当社の業務の適正を確保するため、当社のリスク管理体制、コンプライアンス体制を全社に適用する。当社の事業に関して責任を負う取締役に、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えており、総務人事部はこれらを横断的に推進し、管理する。

**(6) 監査等委員会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

現在、監査等委員の職務を補助すべき使用人はいないが、必要に応じて、監査等委員の業務補助のため監査等委員スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査等委員が意見交換を行う。監査等委員スタッフは監査等委員の指揮命令に従うものとする。

**(7) 当社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及び当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社の取締役又は使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査等委員会との協議により決定する方法による。上記の報告を行った当社の取締役又は使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わない。

**(8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査等委員会と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。

監査等委員から監査等委員の職務の執行について生ずる所要の費用の請求を受けた時は速やかにその費用を負担する。

**(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制**

財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性の維持向上を図る。

**(10) 反社会的勢力の排除に向けた体制**

市民活動の秩序や安全の脅威となる反社会的勢力には毅然とした態度で臨み、一切の関係遮断に向けた取り組みを推進する。

（運用状況の概要）

内部統制システムの運用状況については、基本方針に基づき、四半期毎に内部統制システムの運用上見いだされた問題点等の是正・改善状況並びに必要なに応じて講じられた再発防止策への取り組み状況を取締役会へ報告することにより、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

~~~~~  
（注） 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,041,917	流 動 負 債	1,690,857
現 金 及 び 預 金	473,814	買 掛 金	229,698
売 掛 金	449,386	短 期 借 入 金	500,000
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	95,772	1 年 内 返 済 予 定 金	493,776
前 払 費 用	20,524	の 長 期 借 入 金	116,254
そ の 他	3,573	リ ー ス 債 権	85,593
貸 倒 引 当 金	△1,152	未 払 費 用	117,378
固 定 資 産	3,355,630	未 払 法 人 税 等	20,429
有 形 固 定 資 産	2,763,056	未 払 消 費 税 等	39,758
建 物	402,477	前 受 り 金	1,048
構 築 物	12,383	預 賞 与 引 当 金	2,434
機 械 装 置	5,404	契 約 の 負 債 他	51,880
車 両 運 搬 具	113	固 定 負 債	30,263
工 具、器 具 及 び 備 品	22,525	長 期 借 入 金	2,341
土 地	2,070,031	リ ー ス 債 権	364,577
リ ー ス 資 産	250,119	繰 延 税 金 負 債	26,600
無 形 固 定 資 産	102,685	資 産 除 去 債 務 他	187,521
借 地 権	5,999	そ の 他	113,515
ソ フ ト ウ エ ア	20,834	負 債 合 計	36,514
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	54,890		426
そ の 他	20,961		
投 資 そ の 他 の 資 産	489,889	(純 資 産 の 部)	
投 資 有 価 証 券	7,503	株 主 資 本	2,342,114
出 資 金	126	資 本 金	100,000
前 払 年 金 費 用	394,412	資 本 剰 余 金	3,230,160
そ の 他	89,218	資 本 準 備 金	999,531
貸 倒 引 当 金	△1,371	そ の 他 資 本 剰 余 金	2,230,629
資 産 合 計	4,397,548	利 益 剰 余 金	145,668
		利 益 準 備 金	115,004
		そ の 他 利 益 剰 余 金	30,664
		繰 越 利 益 剰 余 金	30,664
		自 己 株 式	△1,133,715
		純 資 産 合 計	2,342,114
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	4,397,548

損 益 計 算 書

(2025年 4 月 1 日から
2026年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売 上	高 価		6,008,331
売 上 原 価			3,698,952
売 上 総 利 益			2,309,379
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			2,280,731
営 業 利 益			28,647
営 業 外 収 益			
受 取 利 息 及 び 配 当 金	148		
受 取 手 数 料	6,358		
受 取 賃 貸 料	1,765		
受 取 保 険 金	1,483		
そ の 他	2,022		11,777
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	18,156		
支 払 手 数 料	1,500		
固 定 資 産 除 却 損	2,450		
そ の 他	1,162		23,269
経 常 利 益			17,155
特 別 利 益			
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	676		676
特 別 損 失			
減 損 損 失	28,175		
固 定 資 産 売 却 損	4,977		33,152
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)			△15,320
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	20,452		
法 人 税 等 調 整 額	△3,306		17,145
当 期 純 損 失 (△)			△32,466

株主資本等変動計算書

(2025年 4 月 1 日から)
(2026年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金
2025年 4 月 1 日残高	100,000	999,531	2,230,629	3,230,160	115,004
事業年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					
当 期 純 損 失 (△)					
自 己 株 式 の 取 得					
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－
2026年 3 月31日残高	100,000	999,531	2,230,629	3,230,160	115,004

	株 主 資 本				純資産合計
	利益剰余金		自 己 株 式	株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金 合 計			
	繰越利益剰余金				
2025年4月1日残高	101,474	216,479	△1,133,702	2,412,937	2,412,937
事業年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当	△38,344	△38,344		△38,344	△38,344
当 期 純 損 失 (△)	△32,466	△32,466		△32,466	△32,466
自 己 株 式 の 取 得			△13	△13	△13
事業年度中の変動額合計	△70,810	△70,810	△13	△70,823	△70,823
2026年3月31日残高	30,664	145,668	△1,133,715	2,342,114	2,342,114

1. 重要な会計方針に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等…移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

原材料及び貯蔵品…最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1990年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～38年

構築物 5年～20年

工具、器具及び備品 2年～20年

無形固定資産（リース資産を除く）……定額法

なお、主な耐用年数は自社利用ソフトウェアの5年であります。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、当事業年度末において年金資産残高が退職給付債務から未認識数理計算上の差異を加減した額を超えているため当該金額を投資その他の資産の前払年金費用として計上しております。また、数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（４年）による按分額を、それぞれ発生の翌事業年度より費用処理しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社は、一般顧客に対する夕食用食材等の販売を主な事業としており、この夕食用食材等の販売については、顧客による受領により、顧客に当該商品に対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、商品の引渡時点で収益を認識しております。

収益は、顧客との契約において約束された対価から、顧客に支払われる対価等を控除した金額で測定しております。

当社では、カスタマー・ロイヤルティ・プログラムを提供しており、会員の購入金額に応じてポイントを付与しております。当該ポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮したポイントの独立販売価格を算定して、取引価格の配分を行い、ポイントが使用された時点で収益を認識しております。

また、契約における対価は商品等に対する支配が顧客に移転した時点から概ね１ヵ月以内に回収しております。

なお、重要な金融要素は含んでおりません。

2. 表示方法の変更

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取保険金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。なお、前事業年度の「受取保険金」は432千円であります。

3. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報として、支社別、商品別に分解した売上高は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	愛知支社	三重支社	岐阜支社	大阪支社	京滋支社	合計
メニュー商品	2,855,325	703,418	1,000,520	520,864	432,644	5,512,772
特売商品	227,205	88,235	91,127	42,199	46,790	495,558
合 計	3,082,530	791,653	1,091,648	563,063	479,435	6,008,331

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約における履行義務の充足の時期、取引価格及び履行義務への配分額の算定方法については、「1. 重要な会計方針に関する注記 (5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債については、残高に重要性が乏しく、重大な変動も発生していないため、記載を省略しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

当事業年度の計算書類に計上した金額は以下の通りです。

(1) 固定資産の減損

当事業年度

有形固定資産 2,763,056千円

無形固定資産 102,685千円

減 損 損 失 28,175千円

有形固定資産や無形固定資産について、資産又は資産グループに減損の兆候が生じる場合に減損損失を認識するかどうかの判定を行っております。

減損の兆候を識別した資産又は資産グループのうち、減損損失を認識すべきと判定した資産又は資産グループにおいては、その回収可能価額を見積り、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上しております。資産のグルーピングは、食品事業における管理会計上の区分に基づき、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として支社を基本単位にグルーピングしております。

回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額で算定しております。

正味売却価額は外部専門家が算定した評価額等から処分費用見込額を控除した価額であります。使用価値は、経営者によって承認された事業計画等を基礎として見積った将来キャッシュ・フローを加重平均資本コストを基礎とした、税引前の割引率で現在価値に割り引いた価額であります。

当社は、減損の兆候及び減損損失の認識に関する判断、及び回収可能価額の見積りは合理的であると判断しております。

正味売却価額は、外部の専門家である不動産鑑定士の評価等に基づいており、不動産鑑定評価の算定における主要な仮定は、土地の標準価格及び建物の再調達原価であります。

ただし、これらの見積りには不確実性が含まれているため、予測不能な前提条件の変化等により回収可能価額の評価に関する見積りが変化した場合には、結果として将来追加で減損損失を計上する可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産（繰延税金負債相殺前） 27,210千円

繰延税金資産及び繰延税金負債は、資産及び負債の会計上の帳簿価額と税務上の金額との一時差異等に対して認識しております。繰延税金資産は、将来減算一時差異及び繰越欠損金について、それらを回収できる課税所得が生じると見込まれる範囲において認識し、繰延税金負債は、原則としてすべての将来加算一時差異について計上しております。繰延税金資産の回収可能性については、経営者等によって承認された事業計画や過去の課税所得の発生状況、タックス・プランニング等により評価を行っております。

将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、事業計画を基礎としており、その主要な仮定にはメニュー商品の売上高の成長率及び原材料価格の変動が含まれております。

当社は、繰延税金資産の回収可能性の評価にあたり実施している見積りは合理的であると判断しております。ただし、これらの見積りには不確実性が含まれているため、予測不能な前提条件の変化等により繰延税金資産の回収可能性の評価に関する見積りが変化した場合には、結果として将来追加で繰延税金資産を減額する可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	58,488千円
構築物	597千円
土地	730,705千円
合計	789,791千円

② 担保に係る債務

短期借入金	120,000千円
1年内返済予定の長期借入金	443,376千円
長期借入金	－千円
合計	563,376千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,032,674千円

(3) 関係会社に対する金銭債権

短期金銭債権 1,568千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引

仕入高 36,592千円

販売費及び一般管理費 78千円

営業取引以外の取引

営業外収益 1,200千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末の 株式数
普通株式数	17,691,669株	－株	－株	17,691,669株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末の 株式数
普通株式数	2,353,941株	55株	－株	2,353,996株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取り請求による増加によるものであります。

(2) 配当に関する事項

① 配当金の支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	38,344	2.50	2025年3月31日	2025年6月30日

- ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
2026年6月25日開催の定時株主総会の議案として、配当に関する事項を次のとおり提案する予定であります。

株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
普通株式	38,344	資本剰余金	2.50	2026年3月31日	2026年6月26日

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

税務上の繰越欠損金	128,979千円
減損損失	263,529千円
賞与引当金	17,950千円
未払社会保険料	2,692千円
その他	25,394千円
繰延税金資産小計	438,547千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△128,979千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△282,357千円
評価性引当額小計	△411,336千円
繰延税金資産合計	27,210千円

(繰延税金負債)

前払年金費用	△136,466千円
その他	△4,259千円
繰延税金負債合計	△140,725千円
繰延税金負債の純額	△113,515千円

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、債権管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は非上場株式であり、発行会社の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、ほとんどが2ヵ月以内の支払期日であります。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）に係る資金調達を目的としたものであり、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

金融商品の時価には、市場価格のない場合には、合理的に算定された価額が含まれてお

ります。

当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

また、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	520,376	516,301	△4,074
リース債務 (1年内返済予定のリース債務含む)	303,775	285,110	△18,664

(注) 市場価格のない株式等は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式	7,503

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	－	516,301	－	516,301
リース債務 (1年内返済予定のリース債務含む)	－	285,110	－	285,110

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金、リース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

10. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいことから、記載しておりません。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 152円70銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失(△) | △2円11銭 |

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月28日

株式会社ショクブン
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 都 成 哲
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大 谷 光 尋

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ショクブンの2025年4月1日から2026年3月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示 リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第50期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口およびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2026年5月28日

株式会社ショクブン 監査等委員会

監査等委員 林 一 伸 ㊟

監査等委員 荒 木 正 史 ㊟

監査等委員 永 井 聖 子 ㊟

(注) 監査等委員 荒木 正史、永井 聖子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

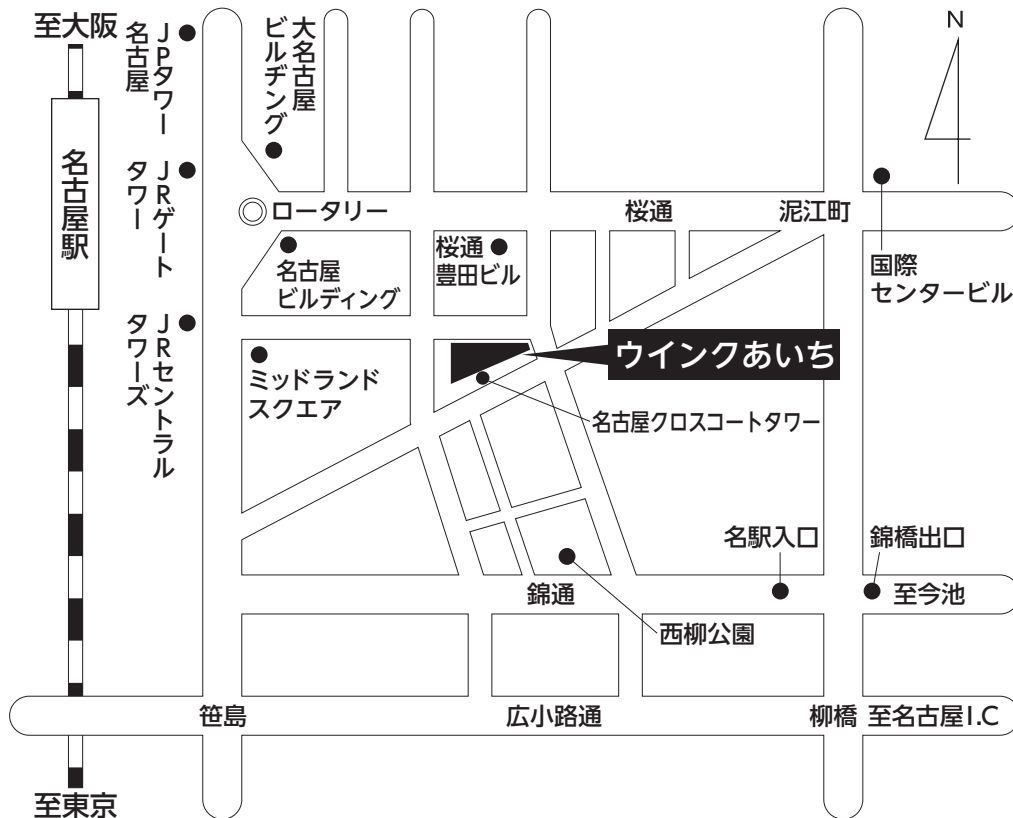
以 上

株主総会会場のご案内

場所

名古屋市中村区名駅四丁目4番38号 ウィンクあいち1301号室

【TEL】(052) 571-6131 (代表)



※駐車場をご用意いたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

交通 JR・地下鉄・名鉄・近鉄名古屋駅下車

◎JR名古屋駅桜通口からミッドランドスクエア方面 徒歩5分

◎ユニモール地下街 5番出口 徒歩2分

株式会社 ショクブン



UD
FONT



この印刷物は、FSC®認証紙を使用し、
植物油インキを使って印刷しています。